

仕 様 書

- 1 件 名 人孔蓋及び受枠等売却（単価契約）
- 2 履行期間 契約締結日から30日間
- 3 履行場所 瀬崎町資材置場（草加市瀬崎六丁目2088、2099番地）
- 4 委託内容
 - (1) 業務内容
人孔蓋及び受枠等（以下「資源物」という。）を売却する。
 - (2) 売却予定数量
売却数量は以下のとおりである。なお、売却数量は予定数量であるため、発注を約束するものではない。
資源物 2, 666 kg
 - (3) 積算方法
売却予定数量をもとに、1kg当たりの契約単価を税抜で積算すること。
 - (4) 売却金額
売却金額は、契約単価に計量数値を乗じた金額に、消費税及び地方消費税を加えた金額とする。
 - (5) 支払方法
売却金額決定後、草加市は請求書を交付し、受注者は一括して草加市に支払うものとする。
- 5 業務に当たっての留意事項
 - (1) 機器類等の負担
資源物の搬出・運搬等に必要な車両、機器、機材等は、すべて受注者の負担で用意すること。
 - (2) 搬出・運搬
 - ① 資源物の搬出・運搬日時については、発注者と受注者で協議を行う。
 - ② 搬出・運搬に際し、発注者は必要に応じて指示を行い、受注者はその指示に従い搬出・運搬するものとする。

③ 受注者は、資源物の搬出・運搬に当たって、作業員及び車両等に対し交通誘導等十分な安全対策を実施すること。また、積み込み・荷下ろしに当たり、効率的な作業の実施に努めること。

(3) 計量

搬出された資源物は、受注者又は計量機関で計量を行い、その結果の計量票を発注者に提出すること。

(4) 数量報告及び売却金額

受注者は計量の日から5日後(土日、祝日を除く。)までに、実績報告書に資源物の数量及び金額を記入して発注者に報告すること。当該報告を発注者が受領し精査した上で異議が無ければ、これを売却金額とする。

(5) 再使用等の禁止

① 受注者は、資源物を流用して人孔蓋等に使用、貸し出し及び転売等を行うことを禁じる。

② 受注者は、引き取った資源物は可能な限り資源化を図ること。

(6) 残渣物の処理

資源化した際の残渣物は、受注者の責任で関係法令等に基づき適正に処理すること。

(7) 受注者は、業務中に事故が生じた場合は、適切な措置を講ずるとともに、直ちに発注者にその内容を報告し、受注者の責任において適切に処理しなければならない。

(8) 本業務の実施に伴い、第三者からの苦情等については、受注者の責任において解決すること。また、対応については、真摯かつ誠実にいき、不快とならないように留意すること。なお、その対応内容について発注者に報告すること。

6 一般事項

(1) 関係法令の遵守

受注者は業務の実施に当たり、法律、関係法令及び関係官公署の許可条件を遵守し、また、発注者が企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

(2) 許可申請等

受注者は業務の実施に当たり、官公庁等への届出等必要な手続きを行うものとする。

(3) 疑義の取扱い

仕様書に疑義が生じたとき、または明示されていない事項があるときは、発注者と受注者間で協議を行うものとする。ただし、仕様書に明示されていない事項であっても、当然必要と認められる事項については、受注者の責任において

実施するものとする。

(4) 費用の負担

業務の実施及び検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(5) 損害賠償及び補償

① 受注者は、下水道施設に損害を与えたときは、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。

② 受注者は、作業に当たり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

(6) 書類の作成及び承認

受注者は業務の実施に当たり、速やかに次の書類を提出し、承認を受けること。

① 着手時

ア 着手届

イ 現場責任者届（経歴書を添付）

② 資源物計量後

ア 実績報告書

イ その他監督員が指示するもの

(7) 成果品の検査

① 受注者は、業務完了報告書の提出後に発注者の検査を受け、必要のある場合には速やかに修正を行い、再検査を受けなければならない。

② 業務完了報告書の提出後において、受注者の瑕疵による不良箇所が発見された場合は、発注者の必要と認める訂正及び補足その他必要な措置を受注者の負担で行わなければならない。

(8) 成果品の帰属

本業務の成果品等は発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく複製し、第三者に公表若しくは貸与し、又は使用してはならない。

7 その他

(1) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

(2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(3) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

(4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行

為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

8 問合せ先 草加市 上下水道部 下水道課 施設係
電話048(922)2387(直通)

草 加 市



位 置 図

案内図



場所：草加市瀬崎六丁目2088、2099番地



写 真